

金融商品取引法の 業者等に関する経過措置

制度調査部
金本 悠希

【要約】

2006年6月7日、証券取引法等を将来的に金融商品取引法に改組する証券取引法等改正法案が可決・成立した。6月14日に公布されている。

金融商品取引法においては、従来の証券業、金融先物取引業、投資信託委託業、投資顧問業などは金融商品取引業と位置づけられ、業者に登録義務が課される。

しかし、証取法の登録を受けた証券会社など、従来から金融商品取引業を営んでいる業者に関しては、経過措置によって金融商品取引法での登録を受けたものとみなされ、新たに登録の申請が不要となるよう措置がなされている。

1. 業者に関する経過措置

(1) 証券会社に関する経過措置

a. 証券会社一般に関する経過措置

現行の証取法に基づき登録を受けている証券会社は、施行日において以下の業務に関する金商法上の登録を受けたものとみなされる（証券取引法等の一部を改正する法律附則（以下、「附則」という）18条1項）。

(1) 第一種金融商品取引業関連	<p>有価証券（ 1 ）についての次の行為</p> <p>売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引</p> <p>売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理</p> <p>取引所金融商品市場における売買・市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理</p> <p>外国金融商品市場における売買・外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理</p> <p>有価証券等清算取次ぎ</p> <p>売出し</p> <p>募集・売出しの取り扱い、私募の取り扱い</p> <p>店頭デリバティブ取引またはその媒介、取次ぎ、代理</p> <p>有価証券の引受け（元引受けは除く）</p>
------------------	---



(2)有価証券等管理業務
(3)第二種金融商品取引業

(1) 金商法 2 条 2 項の各号のみなし有価証券は除く

したがって、施行日以後に金商法上の登録（金商法 29 条）を新たに申請する必要はない。ただし、施行日から 3 ヶ月以内に金商法 29 条の 2 第 1 項・2 項の書類を提出しなければならない（附則 18 条 2 項）。

b. 元引受業務について認可を受けている証券会社

現行の証取法に基づいて元引き受け業務について認可を受けている証券会社は、施行日において金商法上の元引受業務の登録を受けたものとみなされる（附則 21 条）。

したがって、施行日以後に金商法上の登録（金商法 29 条）を新たに申請する必要はない。ただし、附則 18 条 2 項に基づいて提出する書類に、業務の種別として「金商法 28 条 1 項 3 号イまたはロに掲げる行為にかかる業務」を記載しなければならないとされている¹。

c. PTS 業務について認可を受けている証券会社

現行の証取法に基づいて PTS 業務(私設取引システム)について認可を受けている証券会社は、施行日において金商法上の PTS 業務の登録および認可を受けたものとみなされる（附則 22 条 1 項）。

したがって、施行日以後に金商法上の登録（金商法 29 条）および認可（金商法 30 条 1 項）を新たに申請する必要はない。ただし、施行日から 3 ヶ月以内に金商法 30 条の 3 第 1 項 1 号の書類を提出しなければならない（附則 22 条 2 項）。

(2) 登録金融機関に関する経過措置

現行の証取法に基づいて登録を受けている登録金融機関は、施行日において金商法上の登録金融機関としての登録を受けたものとみなされる（附則 54 条 1 項）。

したがって、施行日以後に金商法上の登録(金商法 33 条の 2)を新たに申請する必要はない。ただし、施行日から 3 ヶ月以内に金商法 33 条の 3 第 1 項・2 項の書類を提出しなければならない（附則 54 条 2 項）。

¹三井秀範・池田唯一監修「一問一答 金融商品取引法」（2006）327 ページ

(3) 投資信託委託業者に関する経過措置

現行の投信法²に基づいて認可を受けている投資信託委託業者は、施行日において以下の業務に関する金商法上の登録を受けたものとみなされる（附則 159 条 1 項）。

投資運用業

第二種金融商品取引業

したがって、施行日以後に新たに金商法上の登録を申請する必要はない。ただし、施行日から 3 ヶ月以内に金商法 29 条の 2 第 1 項・2 項の書類を提出しなければならない（附則 159 条 2 項）。

また、不動産等への投資として運用の指図または運用を行うことについて認可を受けている投資信託委託業者は、施行日において特定投資運用行為³についての承認を受けたものとみなされる（附則 161 条）。

(4) 投資顧問業者に関する経過措置

a. 投資顧問業者に関する経過措置

現行の投資顧問業法⁴に基づいて登録を受けている投資顧問業者は、施行日において、金商法上の投資助言・代理業の登録を受けたものとみなされる（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備等法」という）37 条 1 項）。

したがって、施行日以後に新たに金商法上の登録を申請する必要はない。ただし、施行日から 3 ヶ月以内に金商法 29 条の 2 第 1 項・2 項の書類を提出しなければならない（整備等法 37 条 2 項）。

なお、証券会社でもある投資顧問業者は、証取法等改正法附則 18 条 2 項に基づいて提出する書類（(1)a. 参照）に、業務の種別として「投資助言・代理業」を記載すれば、重複して書類を提出する必要はないとされている⁵。

b. 認可投資顧問業者に関する経過措置

現行の証券投資顧問業法に基づいて投資一任契約業務の認可を受けている認可投資顧問業者は、施行日において、金商法上の投資運用業の登録を受けたものとみなされる（整備等法 41

² 投資信託および投資法人に関する法律

³ 投資法人との契約に基づいて、不動産等に対する投資として金銭その他の財産の運用を行うこと、または不動産等に対する投資として投資信託受益証券の権利者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと

⁴ 現行の投資顧問業法は、金融商品取引法の施行と同時に廃止される（整備等法 1 条）

⁵ 注 1 332 ページ

条)。

したがって、施行日以後に新たに金商法上の登録を申請する必要はない。ただし、整備等法 37 条 2 項に基づいて提出する書類に、業務の種別として、「投資運用業」を記載しなければならないとされている⁶。

なお、証券会社でもある投資顧問業者は、証取法等改正法附則 18 条 2 項に基づいて提出する書類 (1)a. 参照) に、業務の種別として「投資運用業」を記載すれば、重複して書類を提出する必要はないとされている⁷。

(5) 信託受益権販売者に関する経過措置

a. 金融機関でない販売者に関する経過措置

現行の信託業法に基づいて登録を受けている信託受益権販売業者で、銀行・協同組織金融機関その他政令で定める金融機関でない者は、施行日において、金商法上の第二種金融商品取引業の登録を受けたものとみなされる (附則 200 条 1 項)。

したがって、施行日以後に新たに金商法上の登録を申請する必要はない。ただし、施行日から 3 ヶ月以内に金商法 29 条の 2 第 1 項・2 項の書類を提出しなければならない (附則 200 条 2 項)。

b. 金融機関である販売者に関する経過措置

現行の信託業法に基づいて登録を受けている信託受益権販売業者で、銀行・協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である者は、施行日において、金商法上の登録金融機関としての登録を受けたものとみなされる (附則 201 条 1 項)。

したがって、施行日以後に新たに金商法上の登録を申請する必要はない。ただし、施行日から 3 ヶ月以内に金商法 33 条の 3 第 1 項・2 項の書類を提出しなければならない (附則 201 条 2 項)。

(6) ファンド業者に関する経過措置

金商法では、新たに集団投資スキーム (いわゆるファンド) の持分もみなし有価証券とされている (金商法 2 条 2 項 5・6 号)。集団投資スキーム持分に関しては、以下の業務が金融商品取引業とされている。

⁶ 注 1 332 ページ

⁷ 注 1 332 ページ

集団投資スキーム持分の自己募集 (金商法 2 条 8 項 7 号へ)	第二種金融商品取引業 (金商法 28 条 2 項 1 号)
主として有価証券・デリバティブ取引に投資 運用を行う集団投資スキーム (金商法 2 条 8 項 15 号八)	投資運用業 (金商法 28 条 4 項 3 号)

ただし、一定の適格機関投資家等を相手として行うものに関しては、適格機関投資家等特例業務として、金商法上、登録は不要で届出が要求される(金商法 63 条 1 項 1・2 号)

a. 集団投資スキーム持分の自己募集を行う者に関する経過措置

これに関しては、経過措置は設けられていない。集団投資スキーム持分の自己募集は、勧誘の都度行われるものであり、経過措置を設ける必要性が必ずしも高くないためとされる⁸。

b. 投資運用を行う集団投資スキームを行う者に関する経過措置

これに関しては、適格機関投資家等特例業務(登録は不要で届出で足りる)に該当する場合を除き、本来、投資運用業として登録(金商法 29 条)が必要となる。しかし、経過措置として、施行日前に勧誘が開始された集団投資スキームの投資運用に関しては、引き続き登録することなく投資運用を継続できることとされる(附則 48 条 1 項)。

ただし、この場合においては、施行日から 3 ヶ月以内に附則 48 条 2 項で定められている事項⁹を届け出なければならない(附則 48 条 2 項・4 項・6 項)。

施行日において、適格機関投資家等特例業務となる投資運用業を行っている業者は、施行日から 3 ヶ月以内に、金商法 63 条 2 項に基づく届出を行わなければならない(附則 49 条)。

2 . 協会に関する経過措置

(1) 証券業協会に関する経過措置

現行の証取法の認可を受けている証券業協会は、施行日において、金商法上の認可金融商品取引業協会としての認可を受けたものとみなされる(附則 78 条)。したがって、施行日以後に新たに認可を申請する必要はない。

証券業協会が施行日前に認可を受けた店頭売買有価証券市場は、施行日において、金商法上の

⁸ 注 1 337 ページ

⁹ 商号、資本金額、役員の氏名、主たる営業所の所在地、他に事業を行っているときのその事業の種類などが定められている。

認可を受けたものとみなされる（附則 82 条）。

（2）投資信託協会等に関する経過措置

既存の投資信託協会、証券投資顧問業協会、金融先物取引業協会は、施行日において、金商法上の公益法人金融商品取引業協会としての認定を受けたものとみなされる（附則 176 条 1 項、整備等法 54 条 1 項、89 条 1 項）。

ただし、施行日から 6 ヶ月以内に、業務規定を定め、認可を得なければならない（附則 176 条 2 項、整備等法 54 条 2 項、89 条 2 項）。

3．取引所に関する経過措置

（1）証券取引所に関する経過措置

現行の証取法に基づく免許を受けている証券取引所は、施行日において、金商法上の金融商品取引所としての免許を受けたものとみなされる（附則 99 条）。したがって、施行日以後に新たに金商法上の免許を申請する必要はない。

（2）金融先物取引所に関する経過措置

現行の金融先物取引法に基づく免許を受けている金融先物取引所は、施行日において、金商法上の金融商品取引所としての免許を受けたものとみなされる（整備等法 91 条）。したがって、施行日以後に新たに金商法上の免許を申請する必要はない。